

地域創生環境課

地域創生・企業誘致担当

1 北部地域活性化事業

(1) 泉井地区における活動

ア 活性化委員会開催概要

会議名	開催日	協議内容等
第1回 泉井地区活性化委員会	3月15日	(1) 令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について (2) 第2期取組方針以降の町の考え方について (3) 里山ハイキングの実施報告について (4) その他

イ 地域の担い手づくり専門部会開催概要

会議名	開催日	協議内容等
田植え体験学習	6月12日	(1) 開催場所：亀井小学校北東側圃場 (2) 参加団体：亀井小学校5年生、鳩山幼稚園園児、園児・児童の保護者、随任教諭、泉井営農組合 (3) 参加者数：約20名
第1回 地域の担い手づくり 専門部会	8月16日	(1) ソフト事業の内容及び運営体制等について (2) 里山ハイキングについて (3) 上熊井地区活性化委員会との情報交換について (4) 令和7年度グラウンドゴルフ交流会の日程について (5) その他
稲刈り体験学習	9月26日	(1) 開催場所：亀井小学校北東側圃場 (2) 参加団体：亀井小学校5年生、鳩山幼稚園園児、園児・児童の保護者、随任教諭、泉井営農組合、地域協力者 (3) 参加者数：約20名
脱穀作業体験学習	10月14日	(1) 開催場所：亀井小学校北東側圃場 (2) 参加団体：亀井小学校5年生、随任教諭、泉井営農組合、地域協力者 (3) 参加者数：約10名
「里山ハイキング」 開催に係る打合せ会	11月15日	(1) 申込状況とタイムスケジュールについて (2) ルートの確認について (3) 随行誘導者の配置・地点毎の交通整理ポイントについて (4) 連絡・救護体制について (5) その他
グラウンドゴルフ交流会	11月17日	(1) 開催場所：亀井小学校グラウンド (2) 参加団体：亀井小学校児童、学童指導員、泉寿会 (3) 参加者数：約40名

※ 専門部会は活性化委員会から独立した組織です。

(2) 上熊井地区における活動

会議名	開催日	協議内容等
上熊井地区臨時大字集会	3 月 14 日	(1) 令和 7 年度事業報告及び令和 8 年度事業計画について (2) 辻川整備事業の進捗状況について (3) 里山ハイキングの実施報告について (4) 各地区の第 2 期取組方針以降の町の考え方について (5) その他

(3) 泉井・上熊井地区におけるソフト事業

事業名	開催日	参加者数	事業概要
里山ハイキング	11 月 22 日	47 人	泉井地区、上熊井地区、高野倉地区を巡るハイキング

(4) 工事

(単位:円)

工事名	工事概要	金額	受注業者
辻川等整備工事その 1	河川土工、護岸・散策路整備工一式	88,972,400	(株)ヤマグチ工務店

(5) 業務委託

(単位:円)

業務名	業務概要	金額	受注業者
泉井集落センター消防設備保守点検業務	消防設備保守点検業務一式	17,600	(株)カナイ消防機材
上熊井集落センター消防設備保守点検業務	消防設備保守点検業務一式	17,600	(株)カナイ消防機材
辻川等整備工事その 1 施工監理業務	工事支援・打合せ、設計変更・資料作成一式	4,070,000	東日本総合計画(株)

(6) 補助事業 (補助金)

(単位:円)

事業名	補助金額	交付団体
埼玉西部クリーンセンター整備地区活性化補助金	100,000	泉井地区
	100,000	上熊井地区

2 埼玉西部クリーンセンター(クリーンセンターはとやま)整備事業

(1) 対策協議会等の活動

会議名	開催日	会議の概要
第 1 回 埼玉西部クリーンセンター環境保全対策協議会との意見交換会	6 月 29 日	(1) 事前質問事項に対する回答及び見解 (2) 小川町長との意見交換 (3) 事務方からの報告 (4) その他

土壌調査に係る土壌サンプル採取	10月10日	(1) 土壌サンプル採取
ダイオキシン類分析調査に係る松葉サンプル採取	10月29日	(1) 松葉サンプル採取
第2回 埼玉西部クリーンセンター環境保全対策協議会との意見交換会	12月21日	(1) 小川町長との意見交換 (2) 事務方からの報告 (3) その他

(2) 業務委託

(単位：円)

業務名	業務概要	金額	受注業者
ダイオキシン類濃度分析測定用黒松管理業務	除草作業、防除作業、施肥作業、剪定作業	343,200	村田造園
ダイオキシン類濃度分析調査業務	分析業務一式	2,762,100	(株)環境総合研究所
埼玉西部クリーンセンター整備地区土壌調査業務	試料採取一式、報告書作成一式、打合せ協議一式、土壌溶出試験一式	427,900	エヌエス環境(株)東京支社

3 地域活力創造にかかる事業

(1) 協働戦略事業

平成23年度に全町公園化・遊休地活用事業協働チームから提出いただいた「全町公園化・遊休地活用事業全体構想整備基本計画報告書」を基本に推進しています。

ア 菱沼周辺整備事業

全町公園化・遊休地活用事業の拠点の一つである菱沼周辺整備について、今後の整備等を担うボランティアを募集し組織化を行いました。また、里山環境の再生に向けて各種の施策を推進しています。なお、令和7年度をもって、菱沼谷津田再生ネットワークによる活動は休止することとなりました。

活動名	期日等	概要
菱沼谷津田再生ネットワーク総会	4月11日	(1) 令和6年度事業報告について (2) 令和7年度事業計画(案)について
第1回作業(植付・除草)	4月25日	(1) 定期除草作業 (2) ノハナショウブ植付作業
第2回作業(除草)	5月23日	(1) 定期除草作業
第3回作業(除草)	6月27日	(1) 定期除草作業
第4回作業(除草)	7月25日	(1) 定期除草作業

第1回 菱沼谷津田再生ネットワーク会議	8月22日	(1) 令和8年度事業計画・3カ年計画の検討について (2) その他
第5回作業（除草）	9月26日	(1) 定期除草作業
第6回作業（除草）	10月24日	(1) 定期除草作業
第7回作業（除草）	11月28日	(1) 定期除草作業
第8回作業（除草）	3月27日	(1) 定期除草作業

イ 業務

(単位：円)

業務名	業務概要	金額	受注業者
菱沼谷津田周辺除草業務	除草工一式	56,249	(公社) 鳩山町シルバー人材センター

ウ 笛吹峠・鎌倉街道上道周辺管理業務

全町公園化・遊休地活用事業の拠点の一つである笛吹峠・鎌倉街道上道周辺について、里山・平地林再生事業実施後の管理を行うものです。

(単位：円)

業務名	業務概要	金額	受注業者
笛吹峠・鎌倉街道上道周辺除草業務	笛吹峠・鎌倉街道上道周辺の除草作業	27,720	(公社) 鳩山町シルバー人材センター

(2) 石坂の森管理・活用事業

ア 石坂の森内の下刈り

石坂の森北側の「武蔵野の森再生事業地」において、ボランティアによる下刈り等を実施しました。なお、作業面積は約6,000㎡です。

作業日	作業時間	参加者数
11月8日	午前8時30分から 午前11時30分まで	18名（職員ボランティアを含む）

イ 業務

(単位：円)

業務名	業務概要	金額	受注業者
石坂の森環境保全業務	除草、枯損木処理、下刈り、動植物調査、監視及び町への通報等	495,000	特定非営利活動法人里山環境プロジェクト・はとやま
石坂の森県道沿い枯損木等伐採業務	枯損木処理工一式、集積工一式	800,800	国土緑工(株)
石坂の森南の尾根道外枯損木等伐採業務	枯損木処理工一式	1,052,200	村田造園

石坂の森田んぼ通り外 枯損木等伐採業務	枯損木処理工一式	556,270	埼玉県中央部森林組合
------------------------	----------	---------	------------

※石坂の森県道沿い枯損木等伐採業務以外は、森林環境譲与税を活用し実施しました。

ウ 工事

(単位：円)

工事名	工事概要	金額	受注業者
石坂の森散策道修繕工 事	転落防止柵設置工一式	366,300	埼玉県中央部森林組合

※上記工事は、森林環境譲与税を活用し実施しました。

4 企業誘致にかかる事業

(1) 活動内容

ア 企業訪問

企業数	18社
企業訪問回数	35回 (35)

※企業の役場への来庁を含む。() 内に内数で表記。

イ 電話等による情報交換

企業数	7社
情報交換回数	12回

環境保全・生活安全担当

1 交通安全対策

(1) 鳩山町交通安全対策協議会

鳩山町における交通の安全、交通事故の防止及び交通災害等の対策を推進するため設置されています。

令和7年度は会議を3回開催し、令和7年度交通安全対策の取り組み状況等について報告し、意見を伺いました。

なお、交通安全対策の基本方針を定めた計画の策定にあたり、対策協議会への諮問から答申を経て、令和8年3月に第12次鳩山町交通安全計画を策定しました。

ア 各種会議等

- ・第1回交通安全対策協議会 9月19日
- ・第2回交通安全対策協議会 12月22日（書面）
- ・第3回交通安全対策協議会 3月23日

(2) 交通安全街頭指導

各季の運動期間中に、西入間交通安全協会鳩山支部や西入間警察署等の協力により、交通ルールやマナーの遵守を呼びかけました。

特別啓発活動は、県内最長となる「交通死亡事故ゼロ」の記録を継続するため、町内の主要交差点等において交通事故防止を呼びかけました。

なお、7月20日交通死亡事故ゼロ6000日達成記念式典を開催しました。

名 称	実 施 日	実 施 場 所
春の全国交通安全運動	4月11日	雨天中止
夏の交通事故防止運動 (交通死亡事故ゼロ6000日達成記念式典)	7月20日	文化会館
秋の全国交通安全運動	9月25日	今宿交差点
冬の交通事故防止運動	12月3日	ベイシア前交差点
特別啓発活動	1月30日	石坂交差点
青色防犯パトロール車による広報	7月20日 9月25日 12月3日 1月30日	町 内

(3) 各種行事の交通秩序の確保

名 称	実 施 日	執務者数
納涼夏まつり	8月2日	22名
はとやま祭	11月3日	38名
鳩山町スポーツフェスティバル	10月5日	19名

(4) 交通安全施設の整備

ア 道路反射鏡設置・修理交換・撤去

交通安全活動の一環として、区長・自治会長・町内会長を通じて提出された道路反射鏡の新規・修理交換要望について、現地調査を実施し、緊急を要すると判断された場所から優先的に設置・修理交換・撤去を行いました。

事業内容	事業費
道路反射鏡設置等 1箇所	514,800 円
道路反射鏡修理交換・撤去 3箇所	347,600 円

(5) 交通安全協会

西入間交通安全協会は、西入間警察署管内 9 支部で構成されています。鳩山支部は、支部長のほか 39 名で組織されており、本町で開催される各種イベントにおいて、交通安全・交通秩序を確保するとともに、安心・安全なまちづくりに努めています。

(6) 交通災害共済

交通災害共済は、みなさんが会費を出し合い、交通事故により怪我や死亡したときに見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

共済期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間ですが、中途加入した場合は、加入申込みをした日の翌日から 3 月 31 日までとなります。加入者が他市町村へ転出した場合でも共済期間内は有効となります。共済会費は、年額で一人 500 円とされています。

会員加入状況

会員数	金額
557 人	278,500 円

見舞金支給状況

支給件数	支給額
6 件	361,000 円

(7) 自転車用ヘルメット購入費補助金

ア 申請件数 25 件

イ 交付決定額 44,800 円

2 防犯対策

(1) 地域防犯活動

ア	はとやま祭防犯パトロール及び啓発活動	11 月 3 日
イ	年末年始特別警戒に伴うパトロール	12 月 19 日
ウ	偶数月 15 日振り込め詐欺防止啓発活動	6 月 13 日、10 月 15 日、 12 月 15 日、2 月 13 日
エ	特殊詐欺・防犯パトロール 34 回実施	
オ	防犯講演会（NT 地区ふれあいセンター）	5 月 1 日
	（今宿地区今宿コミュニティセンター）	12 月 25 日
	（NT 地区ふれあいセンター）	1 月 28 日

カ 各種会議等

- ・西入間地区防犯協会総会 5月16日（坂戸市）
- ・西入間地区地域安全・暴力排除推進大会 11月22日（鶴ヶ島市）
- ・埼玉県防犯のまちづくり県民大会 10月20日（さいたま市）

西入間地区地域安全推進連絡協議会鳩山支部や西入間警察署の協力により、鳩山ニュータウン西友前、町内金融機関及びA T M前において、振り込め詐欺防止を呼びかけるパンフレットや啓発品等を配布し、防犯意識の向上を呼びかけました。

また、令和5年4月下旬から主にニュータウン地区に空き家に対する空き巣被害が増加したことからニュータウン地区の住民を対象とした防犯講演会を実施しました。

(2) 青色回転灯装備車による自主防犯パトロール

ア 児童生徒の下校時間帯等でのパトロールを教育委員会及び地域創生環境課で実施
(全34回)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数	3回	3回	4回	2回	0回	3回	3回	3回	4回	3回	3回	3回

イ 西入間地区地域安全推進連絡協議会鳩山支部によるパトロール（全42回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
回数 (夜間)	0回	4回	5回	3回 (1回)	4回 (4回)	4回	4回	4回	5回	3回	3回	3回

(3) 防犯灯設置修理

省エネ、電気料金の節減を目的とし、LED防犯灯設置・交換工事を推進するとともに、住民が安全で安心して生活できるよう防犯灯の電球切れ等の修理や器具交換を実施しています。下表のうち、防犯灯等補修は、老朽化により痛んだポール（支柱）等の補修を、防犯灯修理交換は、電球や器具等の交換を実施した箇所数です。

事業内容	事業費
LED防犯灯設置工事(新規) 6基	112,200円
防犯灯補修工事 1箇所	26,840円
防犯灯修理交換 205箇所	2,648,350円

(4) 防犯カメラ設置

設置箇所	事業費
3箇所（町道2号線県道交差点、石坂分館前交差点、旧野口加工前交差点）	2,134,000円

(5) 鳩山町住宅等防犯対策補助金

- ア 申請件数 295件
- イ 交付決定額 3,506,000円

3 放置車両の措置

道路等の公共の場所に相当の期間放置された車両について、環境保全条例に基づく必要な手続きを経て撤去の措置を講じています。

令和7年度は自転車4台を撤去しました。

4 空地等の適正管理

私有地を空地として放置いたしますと、枝草が繁茂し、隣地に覆い被さる、美観を損ねる、害虫等が発生するとともに、乾燥時期には火災の危険があるなど、近隣住民に迷惑がかかることが想定されます。

町ではこれらの苦情を受けて現地調査を行い、土地の所有者等に文書又は口頭により適正に管理していただくよう指導をしています。

地区名	泉井	石坂	小用	大豆戸	赤沼	奥田	松ヶ丘	楓ヶ丘	熊井	竹本	合計
指導 件数	2(0)	1(1)	7(3)	2(0)	10(1)	1(0)	4(1)	1(1)	4(4)	2(1)	34 (12)

() 内は、適正管理済みの件数を示す。

5 空家対策

(1) 鳩山町空家等対策協議会

町長を会長として、関係団体を代表する者、町議会の議員、学識経験を有する者、公募に応じた町民、町長が必要と認める者として選出された委員に委嘱し、計11名で構成されており、空家等対策計画の進捗管理や特定空家等に対する措置の方針などについて協議しています。

ア 第1回鳩山町空家等対策協議会：11月20日

(ア) 副会長の選出について

(イ) 管理不全空家調査結果及び判定（案）について

(ウ) 管理不全空家への対応について

(エ) その他

イ 第2回鳩山町空家等対策協議会：3月18日

(ア) 令和7年度事業状況について

(イ) 令和8年度事業計画について

(ウ) その他

(2) 鳩山町空き家リフォーム等補助金

ア 申請件数 3件

イ 交付決定額 600,000円

(3) 鳩山町空き家バンク鳩山ニュータウン地区登録空き家リフォーム補助金

ア 申請件数 0件

イ 交付決定額 0円

6 地域下水旧終末処理場管理

(1) 業務委託概要

業務名	業務概要	金額	受注業者
旧鳩山町地域下水処理施設清掃業務	大字石坂地内にて清掃 2回（10月・3月）実施	748,000 円	毛呂山清掃(株)

7 狂犬病予防関係

(1) 登録頭数・届出受理件数

狂犬病予防法により犬の飼主は生涯一度の「犬の登録」と年に一度の「狂犬病の予防注射」が義務付けられています。登録・転入の場合は「犬の鑑札」を、狂犬病予防注射をした場合は「注射済票」を交付しています。登録した犬の死亡時は「犬の死亡届」、住所・飼主等が変わった場合は「登録事項等変更届」、鑑札や注射済票の紛失などの時は再交付の事務手続きを行っています。また、4月には集合狂犬病予防注射(1日2会場)を実施しました。

(単位：頭)

件名	新規登録 (内転入)	狂犬病予防注 射済票交付	死亡届	登録事項等 変更届	鑑札 再発行	済票 再交付	令和8年3月31 日現在登録数
頭数	62(23)	534	88	6	2	1	731

(2) 野犬保護等件数

ア 野犬捕獲保護頭数

令和7年度の保護・捕獲はありませんでした。野犬（首輪をした飼犬と思われるものを含む）の捕獲・保護は基本的には職員で対応しますが、近づくことが困難な場合などは坂戸保健所職員と合同で捕獲します。

イ 動物死体処理状況

道路等で交通事故等により死んでしまった動物の死体処理を行っています。下表のうち、「その他」とは犬、猫以外の動物（タヌキ、イタチなど）の処理件数、「不明」は現地確認で発見できなかった件数を示しています。

(単位：件)

種類	犬	猫	その他	不明	合計
件数	1	20	92	7	120

8 苦情処理

(1) 苦情処理件数

苦情処理にあたっては、規模の大きさ及び内容等により関係各課又は県、警察等と協力体制をとり対応しています。

また、緊急の苦情など時間外（夜間、休日）での対応を求められることも少なくありません。

苦情の種類	対応件数
野焼き行為	3

騒音・振動	3
悪臭	2
不法投棄・廃棄物	31
ごみ収集・集積所に関すること	37
動物等の苦情	21
その他	109
合計	206

(2) さくら猫無料不妊手術事業

「公益財団法人 どうぶつ基金」の行う「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加し、基金から受領する無料不妊手術チケットを必要とする町民又は団体等に交付する事業です。

このチケットを利用し、町民または団体等が、町内の飼い主のいない猫に対して不妊去勢手術を受けさせることで繁殖を抑制し、自然減させることで町民の生活環境への被害の削減と保全を図るものです。

地区名	チケット配布枚数	使用枚数(手術頭数)	備 考
泉井地区	14	5	
熊井地区	4	4	
高野倉地区	0	0	
小用地区	2	2	
大豆戸地区	11	4	
赤沼地区	0	0	
石坂地区	0	0	
松ヶ丘地区	0	0	
鳩ヶ丘地区	6	1	
計	37	16	

9 環境政策

(1) エコオフィスはとやま行動計画の実践

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、環境にやさしいオフィスづくりに向けた温暖化防止のための行動計画です。本町の事務事業より排出される温室効果ガスの排出量の削減を目指しています。

令和7年度は、常時職員が配置されている課（局・所・室）を対象として、国が進めているゼロカーボン施策により計画の見直しを進めています。令和7年度は基準年を令和2年度として実施しています。

全体計画

項 目	令和2年度 (基準年)	令和9年度 (計画目標年)	削減目標率	削減目標数量
CO ₂ 年間排出量 (二酸化炭素換算値)	520,146kg	494,139kg	5%	26,007kg

基準年（令和2年度）との比較

項 目	基 準 年	令和7年度	削減数量	基準年比
二酸化炭素	517,586 kg	428,842 kg	△88,744 kg	△17.1 %

一酸化二窒素	1,561 kg	993 kg	△568 kg	△36.39 %
HFC-134a	930 kg	930 kg	0 kg	0.0 %
メタン	69 kg	35 kg	△34 kg	△49.3 %
合計	520,146 kg	430,800 kg	△89,346 kg	△17.2 %

令和7年度は、本町が削減対象としている4種ガス(二酸化炭素、一酸化二窒素、HFC-134a、メタン)で、基準年と比べ89,346kg減少しました。これは、基準年である令和2年と比較して、電気自動車の利用が増加したこと、バスを含む普通貨物車の利用が大幅に減少したことが要因のひとつであると思われます。

このため、エネルギー使用に伴う二酸化炭素の排出は、88,744kgの減少となりました。

今後も、これまでの取り組みである電気自動車の活用、エアコンの適正温度運転、事務室等の照明の節電などを推奨し、消費電力削減に努める必要があります。

また、一酸化二窒素は568kgの減、メタンは568kgの削減となりました。この一酸化二窒素とメタンは、自動車走行に伴い排出される温室効果ガスです。ガソリン車の使用減少により、一酸化二窒素が減少し、バスの運行距離が減ったため軽油の消費量が減り、メタンは減少しました。総排出量も減少し、排出係数の高い車両の使用が控えられることにより、一部成分の排出量が減少しました。

住民サービスの充実と、安心安全な町づくりを進める為の事業の充実等により、車両の走行距離や排出量が増減するため、今後も業務上必要最小限での利用を心掛けるなどの車両使用時の工夫をする必要があります。

HFC-134aについては、計画期間内の自動車所有台数に変更がありますが、温室効果ガスの総排出量に変化が生じた都度、計画を見直していると排出量及び削減目標が確定しないため、計画期間中は基準年の排出量で比較しています。

(2) 旧鳩山町地域下水処理施設太陽光発電システム管理事業

ア 売電料

4月～3月分 210,363kwh 7,135,512円

イ 太陽光発電設備保守点検業務

太陽光発電設備の定期的な保守点検及び緊急時の点検

年度内各1回 407,000円(4月～3月) (株)第一テクノ 関東支店

10 環境保全

(1) 土砂のたい積等の規制

土砂の埋立て等に関する規制を強化するため、平成16年4月1日から、「鳩山町土砂のたい積の規制に関する条例」を施行し、土砂の搬入を伴う300㎡以上のたい積等の行為に対して規制しています。

この条例では、有価物・無価物を問わず、一時的に土砂をたい積する場合及び資材置場であっても許可を要することとし、これまでの問題点の解消を図りました。

本条例では資材置場として使用する場合は2年経過時点で更新することとしています。

令和 7 年度新規許可件数は 0 件、令和 8 年 3 月 31 日現在継続中の許可件数は 6 件となっています。

土砂のたい積等許可状況（新規）

事業所名	搬入場所	搬入面積	許可期間
なし	－	－	－

土砂のたい積等許可状況（継続中 6 件）

事業所名	搬入場所	搬入面積	許可期間
(株)田中工業	赤沼	2,377.00 m ²	R6. 4. 1～R8. 3. 31
(株)大司	石坂	626.91 m ²	R6. 2. 1～R8. 1. 31
(有)関口正直建材	熊井	1,272.00 m ²	R6. 3. 1～R8. 2. 28
(株)根岸土木工業	小用	1,161.00 m ²	R6. 4. 1～R8. 3. 31
	小用	994.00 m ²	R6. 4. 1～R8. 3. 31
(株)長島建材	石坂	2,113.00 m ²	R6. 4. 1～R8. 3. 31

(2) 土地の形状変更の規制

環境保全条例では、土砂のたい積の規制に関する条例の施行に伴い、土砂の搬入を伴わない 500 m²以上の土地の形状変更（切土・盛土）行為を規制しています。令和 7 年度許可数は 0 件でした。

土地の形状変更許可状況

許可申請者（法人または個人）	許可件数	合計面積
なし	－	－ m ²

(3) 町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例に伴う届出件数

令和 4 年 4 月 1 日より太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設設置者が、安全や生活環境等に配慮するとともに、町及び隣接住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすることにより、地域の環境及び住民意識を調和させた適正な実施を誘導するため施行しました。令和 7 年度届出件数は 0 件でした。

太陽光発電施設計画届出状況

許可申請者（法人または個人）	届出件数	合計発電出力
なし	－	－ kw

(4) クリーン鳩山

毎年 5 月 30 日を「ごみゼロ運動の日」とし、町内各地域で清掃日を設定していただき、環境保全委員会を中心にクリーン鳩山を実施しています。

実施いただいた地区では、空き缶等の不燃物が約 0.14 トン、紙類等の可燃物が約 5.92 トン、合わせて約 6.06 トンの廃棄物の回収をしていただきました。

(5) 環境保全委員会

各地区・自治会から1名の委員を委嘱し、計17名で構成されている委員会で、本町のごみ処理及び環境問題等について協議を行うとともに、地区衛生活動等を実施しています。

ア 第1回環境保全委員会：4月18日

- (ア) 環境衛生推進地区の指定について
- (イ) 環境保全委員の任務について
- (ウ) ごみゼロ運動（クリーン鳩山）について
- (エ) 「鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」について
- (オ) 道路ふれあい月間運動の実施について

(6) 環境保全審議会

町内における良好な環境の確保や土砂のたい積規制、環境保全条例に基づく制度の適正・効率的な運用等について、町長の諮問に応じて調査・審議を行う機関であり、関係行政機関や公募委員を含む11名で構成されています。

ア 第1回環境保全審議会：8月28日

- (ア) 鳩山町環境保全審議会正・副会長の選出について
- (イ) 鳩山町環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の策定について

イ 第2回環境保全審議会：11月7日

- (ア) 環境に関するアンケート調査の結果について
- (イ) 鳩山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」（案）について
- (ウ) 今後のスケジュールについて

ウ 第3回環境保全審議会：12月17日

- (ア) 鳩山町地球温暖化対策実行計画「区域施策編」（案）について

11 景観・美観の保全

(1) 景観樹木の保全

環境保全条例に基づき景観樹木の指定申請書が提出された時、審査委員会による現地調査を実施し、基準等をクリアしていると判断された樹木を景観樹木として指定します。基準については、樹木の高さ15m以上、幹の周囲2m(地上高1.5m)以上となっています。

樹木種類

令和8年3月31日現在

樹木名	モミ	スダジイ	タブノキ	クスノキ	マツ	カシ	合 計
指定数	5	3	1	2	1	1	13

指定地区別

令和8年3月31日現在

指定地区	大橋	奥田	須江	竹本	泉井	高野倉	赤沼	合 計
指定数	3	2	2	1	2	1	2	13

12 廃棄物処理・減量化対策

(1) ごみ減量化等対策会議

ア 第1回ごみ減量化等推進委員会：10月10日

- (ア) 会長及び副会長の選出について
- (イ) ごみ減量化への取組状況について
- (ウ) 今後の取組について
- (エ) その他

イ 第2回ごみ減量化等推進委員会：3月27日

- (ア) 令和7年度事業状況について
- (イ) 令和8年度事業計画（案）について
- (ウ) その他

(2) キューロ実証実験参加者：8名にモニターを依頼

ア 期間：7月～3月

(3) 不法投棄状況

テレビ等の特定家庭用機器については、処分時にリサイクル料金が課せられるため、多くの不法投棄が発生しています。

また、悪質な不法投棄として、建築廃材、廃タイヤ、自動車部品等も捨てられています。

これらの不法投棄物は警察に通報しても投棄者が不明なことや投棄物の殆どが埼玉西部環境保全組合では処理出来ない物であるため、専門業者への処分を委託し実施しています。

不法投棄処分件数 37件

- ・うち可燃ごみとして西部環境保全組合への持ち込み量 6,300kg
- ・うち不燃ごみとして西部環境保全組合への持ち込み量 360kg
- ・西部環境保全組合で処理できない不適物及び特定家庭用機器運搬処分費 203,995円

特定家庭用機器処理台数

品 目	テレビ	洗濯機・乾燥機	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫	合 計
台 数(台)	11	2	0	2	15

(4) 不法投棄パトロール

職員による定期実施と合わせて、随時の町内全域パトロールを行い、不法投棄の防止と早期発見に努めています。

(5) ごみ不法投棄監視清掃業務委託事業

業務名	業務概要	金額	受注業者
ごみ不法投棄 監視清掃業務	①ごみの不法投棄防止を図るための 監視活動 ②ごみの不法投棄発見の際の通報等 ② 空き缶や軽微なごみ等の回収	308,161円	(公社) 鳩山町 シルバー人材セ ンター

定期的なパトロールを実施し、未然に不法投棄を防止するとともに、ごみ等が発見された場合は早急に撤去処理を行い、地域の環境美化（保護）に努めることを目的として実施しています。

回収月	活動日数	可燃ごみ	不燃ごみ
4 月	3 日	55 kg	32 kg
5 月	2 日	20 kg	12. 5 kg
6 月	3 日	25 kg	25. 5 kg
7 月	3 日	50 kg	14 kg
8 月	2 日	55 kg	25 kg
9 月	3 日	40 kg	20 kg
10 月	3 日	40 kg	30 kg
11 月	3 日	15 kg	12. 5 kg
12 月	3 日	60 kg	25 kg
1 月	2 日	25 kg	65 kg
2 月	3 日	25 kg	25 kg
3 月	3 日	35 kg	85 kg
合 計	33 日	445kg	371. 5 kg

※特定家庭用機器（テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や自動車部品（タイヤ等）の処理困難物は収集量に含まれていません。

(6) 集団資源回収事業

町に登録した団体（スポーツ少年団・老人クラブ・PTA など、15 団体。）が資源ごみの回収を行った場合、その回収量に応じて報償金を交付しています。

報償金額は 1 kgにつき 5 円（生きビンは 1 本につき 5 円）です。

（単位：kg・本）

件 数	紙 類	布 類	生きビン	カレット	金属類	報償金額合計
54 件	75, 461	0	0	0	2, 775	391, 180 円

(7) ごみ集積所管理

ア 集積所設置数

令和 8 年 3 月 31 日現在、鳩山町内のごみ集積所数は 261 箇所です。

イ 集積所管理費関係

集積所の管理は各地区の環境保全委員会を中心に使用者で管理されています。

集積所籠修繕 336, 600 円（赤沼、高野倉、小用、石坂）

ウ 集積所違反ごみ回収

集積所に誤った出し方のごみ（違反ごみ）が出されることが少なくありません。排出者が判明した場合は地区内で指導・処理できますが、誰が出したのか分からない違反ごみで、地区内で処理困難なものについては職員が回収しています。

(8) 雑紙袋封筒

ア 作成数 3, 500 枚

イ 費用 200, 200 円

13 大気・水質汚濁防止対策

(1) 鳩川等河川水質調査(年間1回調査:全11地点)

水質の汚濁に係る環境基準は大別すると4種類ありますが、有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」が定められ、直ちに達成され、維持されるように努めるものとされています。また、「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されています。

調査日：9月9日

測定項目 河川名	PH	DO (mg/l)	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)	陰/陽界面活性剤 (mg/l)	総水銀 (mg/l)	糞便性大腸菌群 (個/100ml)
基準値	6.5以上 8.5以下	7.5以上	2以下	—	25以下	300以下	—	—	—	0.0005以下	—
大橋川 (ひじまり橋)	8.8	10.1	1.1	4.2	1未満	300	1.2	0.051	0.01	0.0005未満	—
泉井川 (大橋)	9.7	11.9	1.4	5.2	1未満	190	2.1	0.097	0.01	0.0005未満	—
鳩川 (東海橋)	8.2	7.4	0.9	4.0	1	200	1.1	0.067	0.01 未満	0.0005未満	1500
石田川 (農村公園入口)	8.1	9.3	1.0	5.6	2	54	0.73	0.036	0.01 未満	0.0005未満	—
逆川 (塚田橋)	9.2	9.9	1.1	3.6	1未満	320	1.1	0.076	0.01 未満	0.0005未満	—
鳩川 (亀甲橋)	8.3	8.9	1.0	4.8	5	230	1.4	0.062	0.01 未満	0.0005未満	—
内川 (内川橋)	8.1	8.7	1.1	4.1	3	150	3.1	0.11	0.01 未満	0.0005未満	—
内川 (東堂橋南)	8.8	9.1	1.8	5.3	2	860	3.4	0.20	0.03	0.0005未満	—
金谷川 (越辺川合流)	7.5	9.2	0.8	2.2	1	200	2.6	0.20	0.01 未満	0.0005未満	—
唐沢川 (高台寺橋)	6.8	6.5	0.5未満	1.7	1未満	30	2.2	0.005	0.01 未満	0.0005未満	—
内川 (番匠橋)	10.3	12.8	1.4	4.7	1	110	4.0	0.12	0.01	0.0005未満	—

※生活環境項目の基準値についてはA類型を使用。昭和46年12月埼玉県告示第1646号によりA類型に指定されているのは、越辺川の高麗川合流点から上流部（町内のその他の河川は指定なし）

(2) ゴルフ場水質調査

ゴルフ場において薬剤を使用（散布）した場合、農薬が長い年月をかけ土壌や調整池等の水域を汚染し、そこから流れ出る水によって河川等が汚染される可能性があります。

このため、使用量等を調査・把握するとともに、埼玉県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱の排水に係る水質目標値に対し、どのような状況なのか確認しています。

調査年月日			11月21日			合 計
調査場所	調査箇所	調査対象	殺虫剤	殺菌剤	除草剤	
日本 C.C	1カ所	検体数(延べ)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
越生 G.C	1カ所	検体数(延べ)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	

鳩山 C.C	1 カ所	検体数(延べ)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
武蔵 G.C	1 カ所	検体数(延べ)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
石坂 G.C	2 カ所	検体数(延べ)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	3 (6)
		検出結果	不検出	不検出	不検出	
計	6 カ所	検体数(延べ)	5(6)	5(6)	5(6)	15(18)

※検出数値は鳩山町環境保全条例施行規則で定める暫定指導指針値（各農薬における国が定めた基準値）の2分の1をそれぞれ下回っているため、問題ありません。

(3) 有害物質等水質分析調査

鳩山町は従来農村地帯でしたが、宅地開発やゴルフ場の建設及び産業廃棄物の不法投棄などにより環境汚染が予想されるため、水質調査を行い経年変化及びバックグラウンド値を把握するとともに、今後の対策の資料とすべく分析調査を実施しています。

人の健康の保護に関する環境基準では、全公共用水域に対して一律の基準値を設定していますが、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに各項目についての基準値が設定されています。

1 月 13 日調査

地点 項目名	奥田	赤沼	今宿	赤沼	基準値
	宮ノ沢沼調整池下流	石田川・町道第67号線交差点	越辺川・金谷川合流地点	鳩川重郎橋下流	
カドミウム (mg/ℓ)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
シアン (mg/ℓ)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
有機リン (mg/ℓ)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	—
鉛 (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
六価クロム (mg/ℓ)	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
ヒ素 (mg/ℓ)	0.007	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
P C B (mg/ℓ)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと

※生活環境項目の基準値についてはA類型を使用。昭和46年12月埼玉県告示第1646号により、生活環境の保全に関する環境基準のA類型に指定されているのは、越辺川の高麗川合流点から上流部（町内のその他の河川は指定なし）。

(4) 鳩川・唐沢川水質分析調査

水質の汚濁に係る環境基準のなかで、有害物質については、「人の健康の保護に関する

環境基準」が定められ、直ちに達成され、維持されるように努めるものとされています。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに基準値が設定されています。

「人の健康の保護に関する環境基準」に掲げられている 27 項目及び EPN について測定分析を行いました。

鳩川・唐沢川の水質分析調査

調査日：9月9日

測定項目	鳩川(重郎橋)	唐沢川(高台寺橋)	基準値
カドミウム (mg/ℓ)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
シアン (mg/ℓ)	不検出	不検出	検出されないこと
鉛 (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
六価クロム (mg/ℓ)	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下
ひ素 (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
総水銀 (mg/ℓ)	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 以下
アルキル水銀 (mg/ℓ)	不検出	不検出	検出されないこと
P C B (mg/ℓ)	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.002 未満	0.002 未満	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.1 未満	0.1 未満	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下
チウラム (mg/ℓ)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下
シマジン (CAT) (mg/ℓ)	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下
チオベンカルブ (mg/ℓ)	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下
ベンゼン (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
セレン (mg/ℓ)	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	0.88	2.0	10 以下
ほう素 (mg/ℓ)	0.03	0.01	1 以下
フッ素 (mg/ℓ)	0.14	0.09	0.8 以下
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下
E P N (mg/ℓ)	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006 以下 (要監視項目)

14 放射線量関係

(1) 空間放射線量

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線の健康被害への不安を解消するため、本町では簡易式測定器を購入し、偶数月に 3 ヶ所の公共施設等において、大気中の放射線量の測定を行っています。

令和 7 年度の測定結果は、0.05～0.09 マイクロシーベルト／時間で、年間換算値では国際

放射線防護委員会(ICRP)による一般の人の平常時における被ばく限度(自然放射線等を除く)である年間1ミリシーベルト(0.19マイクロシーベルト/時間)を下回っています。

上段 6月30日測定
下段 12月27日測定

町内の放射線量測定結果

No.	測 定 地 点	測定値(μ Sv/h)			年間換算値 (mSv/y)	備 考
		5cm	50cm	1m		
(1)	逆川沼公園	0.07	0.07	0.06	0.368	赤沼地内
		0.08	0.08	0.07	0.420	
(2)	もくば公園	0.05	0.05	0.06	0.315	ニュータウン内
		0.07	0.06	0.06	0.368	
(3)	亀井小学校	0.08	0.07	0.07	0.420	泉井地内
		0.09	0.08	0.08	0.473	

※測定値単位は1時間当たりマイクロシーベルト、年間換算値単位は1年当たりミリシーベルト、 $\mu=1/1,000,000$ 、 $m=1/1,000$ 。測定値下欄の5cm、50cm、1mは、地面からの測定高

(2) 空間放射線計貸出件数

令和7年度の放射線測定器の貸し出しはありませんでした。

15 一部事務組合

(1) 埼玉西部環境保全組合

埼玉西部環境保全組合は鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町の1市3町で構成されており、ごみ焼却施設である「クリーンセンターはとやま」では、ごみの収集、運搬、処理全般を行っています。また、資源化施設である「川角リサイクルプラザ」では、資源の再利用などを行っています。

なお、令和7年度の負担金は239,229,000円でした。

(単位:t)

区分	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	資 源 ご み					粗大ごみ	
			紙類	布類	ビン・缶	ペットボトル	その他 プラ	可燃	不燃
鳩山町	3,145.08 (96.94)	154.49 (71.10)	247.56 (94.64)	23.46 (99.95)	109.18 (65.38)	44.62 (93.58)	96.78 (92.81)	9.99 (102.88)	3.44 (99.71)
構成市町計	28,758.45 (97.26)	1,401.48 (92.18)	1,650.69 (102.50)	235.14 (93.83)	932.13 (97.93)	371.49 (97.77)	795.29 (97.33)	82.97 (90.30)	30.97 (97.51)

※上段：数量、下段：前年比(%)

(2) 広域静苑組合

広域静苑組合は坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町の2市3町で構成されています。

なお、令和7年度の負担金は10,188,995円でした。

(単位：件)

区 分	死亡届出件数	火葬許可件数	越生斎場火葬件数
鳩 山 町	238	238	218